

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）

交付要綱

令和4年2月10日

文化庁長官決定

一部改正 令和4年2月25日

（通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援のため、次に掲げることを目的とする。

- （1） 長期にわたるコロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図るため、プロの文化芸術関係団体（法人を含む。以下同。）が、感染対策を十分に実施した上で積極的に公演等を開催し、その活動の充実・発展を図る取組を支援し、文化芸術の振興を図ること。
- （2） 大規模で質の高い我が国の文化芸術水準を向上させるような公演等の実施や配信を支援し、文化芸術の質の向上とその重要性や魅力を発信することにより、新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、再興に向けて需要喚起や業界全体の活性化を図るとともに、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を実施する取組を支援することにより、コロナ禍における地域の文化芸術の振興を推進するとともに、コロナ禍からの再興を支援すること。

（交付の対象等）

第3条 文化庁長官は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文化庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 この補助金の補助対象経費、交付のための手続等については、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官が別に定める補助要項によるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書(様式1)を文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 文化庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式2)を補助事業者に送付する。

- 2 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 文化庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げをしようとするときは、交付決定を受けた日から20日以内に交付申請取下書(様式3)を文化庁長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式4)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

(2) 補助対象経費の総額の20%以内の変更である場合

2 文化庁長官は、前項の承認をする場合は、補助金変更交付決定通知書(様式5)により補助事業者へ通知するものとする。

3 文化庁長官は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書(様式6)を文化庁長官に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 文化庁長官は、前条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合は、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消又はその内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく文化庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関し不正、虚偽その他不適當な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文化庁長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第1項(4)に掲げる場合を除くものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延届（様式7）を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（様式8）を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止・廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、文化庁長官が別に定める実績報告の提出期限までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（様式9）を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 文化庁長官は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式10）により補助事業者に通知するものとする。

2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明ら

かな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

- 3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35条)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を文化庁長官に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式11)を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第14条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(公開による収益状況の報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により製作された映画の公開による収益状況を、文化庁長官に報告しなければならない。

(公開による収益の納付)

- 第18条 文化庁長官は、補助事業により製作された映画を公開した日から1年の間に、当該映画の公開により相当の収益が生じた場合には、補助事業者に対し、補助金交付額を限度としてその収益に相当する額の全部又は一部を国に納付することを命ずることができる。
- 2 文化庁長官は、前条の規定による収益状況の報告を受理したときは、その内容を審査の

上、納付すべき額が生じたと認めるときは納付すべき額を、収益納付額確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、公開による収益の納付に関し必要な事項は別に定める。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 文化庁長官は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第20条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、文化庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、文化庁長官が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式12）を文化庁長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第22条 補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文化庁長官に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文化庁長官が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第23条 文化庁長官は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文化庁長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項については、文化庁長官が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行し、令和4年2月10日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年2月25日から施行し、令和4年2月25日から適用する。

様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条及び文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 事業の名称
2. 実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 補助金申請額 金 円

※別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること。

様式2（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

（補助事業者名）

文化庁長官（公印省略）

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け文書で申請のあった文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条並びに文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書に記載された事業計画書とする。

2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額（債務の確定した支出予定額を含む）の合計額と補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

ただし、補助率 1/2 が適用される場合は、補助対象経費の実支出額に 1/2 を乗じて得た額（債務の確定した支出予定額を含む）の合計額と補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

4 補助事業は、令和 年 月 日までに完了しなければならない。

5 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱等の規定に従わなければならない。

様式3（第6条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条及び文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱第6条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 令和 年 月 日
2. 補助金の交付の申請の取下げを希望する理由

様式4（第8条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）の額について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱第8条第1項により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更後の交付申請額 円
- 4 差引増減額 円
- 5 変更の理由

6 変更後の内容 (単位：円)

変更後の 補助対象経費 (A)	変更後の 交付申請額 (B)	既交付決定額 (C)	差引増減額 (D)=(B)-(C)
円	円	円	円

(注) 別紙として、当初の事業計画書の訂正したものを添付すること。

補助金変更交付決定通知書

（補助事業者名）

令和 年 月 日付け文書で計画変更承認申請のあった文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

年 月 日

文化庁長官（押印省略）

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け文書（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	円
補助金の額	円
今回変更する補助金の額	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第3項から第4項までのとおりとする。

様式6（第9条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

所在地

代表者氏名

（押印省略）

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱第9条の規定により、申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止・廃止をする理由
- 3 事業の実施状況

様式7（第11条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

所在地

代表者氏名

（押印省略）

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）

補助事業遅延届

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり所定の期間内に終わることが困難となりましたので、文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 遅延する理由
- 3 事業の実施状況

様式8（第12条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名
(押印省略)

補助事業状況報告書

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日（予定）	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費 の状況	支出予算合計額	支出済額
	円	円
	備考	

様式9（第13条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
に係る事業の実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条及び文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱第13条第1項の規定の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助事業の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
補助金の交付決定額 とその精算額	交付決定額 円 精算額 円 不用額 円

(添付書類)

- (1) 支出証拠書類（契約書、領収証等）
- (2) その他（収支計算書等）

様式10（第14条関係）

令和 年 月 日

（補助事業者名）

文化庁長官（公印省略）

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条及び文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

確 定 額 金 円

様式11（第16条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
に係る消費税等仕入控除額確定報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、
文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助金の額（交付要綱第14条第1項による額の確定額）	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円

様式12（第20条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）
に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、下記のと
おりの処分について承認を求めます。

記

1. 処分の種類（該当するものに○）

〔 転用、有償譲渡、有償貸付、無償譲渡、無償貸付、交換、
取壊し又は廃棄、担保に供する処分（抵当権の設定） 〕

2. 処分の概要

- ①補助事業者
- ②補助対象財産名
- ③所在地
- ④補助対象財産種別
- ⑤国庫補助相当額（処分に係る部分の額）
- ⑥国庫補助年度
- ⑦総事業費
- ⑧国庫補助年度
- ⑨処分制限期間
- ⑩経過年度
- ⑪処分の内容
- ⑫処分予定年月日
- ⑬財産譲渡予定額（譲渡の場合）

3. 経緯及び処分の理由

4. 承認条件としての納付金

(有 無)

→無の場合(承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1) → (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5. 添付資料

- ・当該補助対象財産の仕様書及び写真等(当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合は不要)
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確定できる決算書でも可)
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画(担保に供する処分の場合)
- ・その他の参考となる資料